

公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

平成26年4月以降に高等学校等の1年生に入学した生徒のうち、**非課税または生活保護世帯の方が対象となります**。生徒が国公立学校に在学し、給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください(2名以上の生徒がいる世帯は生徒毎に確認してください)

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**(住民票上の住所)は**愛知県内**にありますか?

「保護者」とは、生徒の親権者等です。
両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の一年生として入学しましたか?**

現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

奨学給付金は支給されません

生業扶助を受けています

7月の就学支援金の受給資格がありますか?

生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ必ず「生業扶助」を受けているか確認してください。

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」を受けていますか?**

↓ 生活保護を受給しています
↓ 生活保護受給中ですが、生業扶助を受けていません

新型コロナウイルスにより家計が急変し、「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が**非課税相当**となりまし

今年度の**「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額は**非課税**(0円)ですか?**

保護者全員の課税証明書等を確認してください。(裏面【参考2】を確認してください)。

※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

生徒が在学する課程は**通信制課程又は専攻科**ですか?



7月1日時点で**保護者に扶養されている生徒の兄弟姉妹**で、次の**ア～オ**のいずれかに当たる方が一人以上いますか?

ア 生徒の兄か姉で、23歳未満の方(平成9年7月3日以降生まれ)
イ 生徒の兄か姉で、23歳以上の高校生(平成9年7月2日以前生まれ)

(奨学給付金対象校に通う高校生に限る。)

ウ 生徒の弟か妹で、高校の通信制課程に在学する方
(併修する専修学校や定時制の高校で就学支援金を申請した方を除く)

エ 生徒の弟か妹(中学生以下を除く)で、**奨学給付金が支給されない学校**(特別支援学校高等部など)に在学する方
オ 生徒の弟か妹(中学生以下の除く)で、**高等学校等に在学している**

↓ ア～オに当たる兄弟姉妹はいません
↓ 保護者はア～オに当たる兄弟姉妹を扶養していません

↓ ア～オに当たる兄弟姉妹があり、保護者が扶養しています。

(1)給付金「基準額1」を申請することができます。

| 課程 | 生徒一人当たり支給額 |
|-------------------|------------|
| 全日制 定時制 通信制 | 32,300円 |

(2)給付金「基準額2」を申請することができます。

| 課程 | 生徒一人当たり支給額 |
|------------|------------|
| 全日制 定時制 | 84,000円 |
| 通信制 専攻科 | 36,500円 |

(3)給付金「基準額2」+「加算額」を申請することができます。

| 課程 | 生徒一人当たり支給額 |
|------------|------------|
| 全日制 定時制 | 129,700円 |

(1)～(3)に当たる方は、在学する学校へ、申請をしてください。

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定します。

※本事業で得た課税証明書に記載された情報は、名古屋市が実施する名古屋市奨学金の申請のために使用することができます。



【参考1】就学支援金『収入状況届出書』(裏面)の見かた

2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□に印を付けてください。)

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) | <input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付) |
|--|--|

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□に印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

| ① | <input checked="" type="checkbox"/> 親権者 (両親) 2名分 | 保護者的一人が控除対象配偶者で、就学支援金申請時に課税証明書等を提出していない方 (この欄に印を付けた方) は、奨学金を申請する場合、課税証明書等の提出が必要になります。 |
|---|---|--|
| ② | <input type="checkbox"/> 親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの□に印を付けてください。) | 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合 (控除対象配偶者でない方の親権者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が50万2,000円未満の場合) |
| | <input type="checkbox"/> ア | 親権者の1人が課税期日及び市町村民税所得割を課さない場合 |
| | <input type="checkbox"/> イ | 前年に海外に在住しており、課税証明書等の提出ができない保護者がいる場合 |
| | <input type="checkbox"/> ウ | (この欄か(2)-2⑦に印を付けた方) は、給付金を受けることができません。 |

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦に印を付けた場合は不要です。)

| 氏名 | 生徒との続柄 | 氏名 | 生徒との続柄 |
|-------|--------|-------|--------|
| 給付 和夫 | 父 | 給付 和子 | 母 |
| | | | |

ここに氏名を書かれた方が、保護者です (保護者の一人が控除対象配偶者であっても、両親ともに親権者であれば父・母の両方が保護者に該当します)。

※保護者の確認は、この届出書で行います。届出書を提出してから7月1日までの間に、離婚・再婚・死亡などにより親権者に変更があった場合は、給付金を申請する前に生徒が在学する学校へご相談ください。

【参考2】『課税証明書』等の見かた (課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください)

市民税・県民税 証明書

父

(住所) 名古屋市 令和2年度 (令和元年分所得)

※ 市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

(氏名) 給付 和夫
令和2年度 (令和元年分所得)

| 所得金額 | (円) | 所得控除額 | (円) | 課税標準額 | (円) |
|-----------------------|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------------|--|---|
| 総所得 給与所得 (給与収入) | 1,360,000 1,360,000 2,200,000 | 社会保険料控除 配偶者・扶養 基礎控除 | 273,001 760,000 330,000 | 総所得 | 0 |
| | | | | 市民税 (円) | 県民税 (円) |
| | | | | 1,363,001 調整控除前所得割額 調整控除額 税額控除額等 配当割額控除額等 所得割額 均等割額 減免額 | 調整控除前所得割額 調整控除額 税額控除額等 配当割額控除額等 所得割額 均等割額 差引納付額 (円) |
| | | | | 0 0 0 0 0 0 0 0 | 0 0 0 0 0 0 0 0 |

保護者 (両親とも親権者の場合は、父・母の両方) の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が非課税 (所得割額が0円) であれば、給付金を申請することができます。

【注意】
※保護者の一人が控除対象配偶者の場合でも、非課税であることを確認するため「課税証明書」等の提出が必要です。

※生活保護 (生業扶助) 受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。

(備考)

市民税・県民税は課税されていないか、もしくは全額免除されています。